

事務連絡
令和8年10月20日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省 健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室
医政局医事課
看護課
歯科保健課
地域医療計画課

医療関係職種の養成所等の学生が骨髄バンクドナー候補となった場合における
教育上の配慮について（周知）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）は、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法であり、骨髄や末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者（以下「ドナー」という。）の善意によって初めて成り立つ医療であることから、ドナー登録者が実際にドナー候補となった場合に骨髄等を提供しやすい環境を作ることが喫緊の課題となっております。

骨髄バンクドナーは18歳からドナー登録が可能であり、20歳から実際に骨髄等を提供することができるため、日本骨髄バンクにおいて学生を対象としたドナー登録にも積極的に取り組んでいるところです。一方で、学生がドナー候補として選ばれたとしても、学業への影響を懸念して、骨髄等の提供を断念する事例がある状況を踏まえて、「学生が骨髄バンクドナー候補となった場合における教育上の配慮について（通知）」（令和7年4月28日付文部科学省高等教育局大学振興課長通知）が発出され、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長から所管又は所轄の専修学校に対して周知されているところです。

しかしながら、依然として学生が学業を理由に骨髄等の提供を断念する事例が発生しております。これを踏まえ、今般、公益財団法人日本骨髄バンクから、医療への関心が向きやすいと推測される医療関係職種の養成所・養成施設の学生が骨髄等を提供しやすい環境を整備するため、医療関係職種の教育機関に対して改めて協力を要請するよう要望がございました。

このような状況を踏まえ、各都道府県の御担当者におかれては、管内の医療関係職種の養成所・養成施設に対して、下記の内容を御周知いただきますようお願いいたします。

記

○学生がドナー候補となった場合

ドナー候補となった学生が、十分な授業時間・学修時間を確保しつつ、少しでも協力しやすい環境を提供するため、各養成所等において、必要に応じ、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価などを行うなど、適切な配慮を講じること。

【添付資料】

- ・骨髄 第令 8 - 56 号「要望書の提出について」別紙

(参考)

- ・学生が骨髄バンクドナー候補となった場合における教育上の配慮について（通知）
(令和 7 年 4 月 28 日付文部科学省高等教育局大学振興課長通知)

【本件連絡先】

○骨髄移植等について

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

電話：03-5253-1111（内線 2363）

○骨髄バンクの業務に関する照会について

日本骨髄バンク広報渉外部（問合せフォーム）

<https://www.jmdp.or.jp/inquiry/form/>

○骨髄バンクに関する広報資材について

日本骨髄バンク広報渉外部広報資材担当

電話：03-5280-1789（直通）